

第 5 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和7年12月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和7年12月15日(月曜日)

午前9時57分開議

午前11時21分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第15号 熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①豊かな森林の保全に向けた取組みについて
- ②令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について
- ③営農継続に向けた取組みについて
- ④令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて
- ⑤熊本県国土強靱化地域計画の改定について

出席委員(8人)

委員長 河津 修司  
 副委員長 池永 幸生  
 委員 前川 收  
 委員 城下 広作  
 委員 山口 裕  
 委員 松村 秀逸  
 委員 西村 尚武  
 委員 幸村 香代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 中島 豪  
理事

(食のみやこ推進担当)

兼食のみやこ推進局長 間宮 将大

政策審議監 磯谷 重和

生産経営局長 徳永 浩美

農村振興局長 永田 稔

森林局長 宮脇 慈

水産局長 那須 博史

農林水産政策課長 紙屋 勝良

団体支援課長 岩野 洋士

政策調整監 杉谷 将洋

流通アグリビジネス課長 甲斐 久美子

農業技術課長 山本 剛士

農産園芸課長 福永 哲

畜産課長 安武 秀貴

担い手支援課長 林田 慎一

農村計画課長 野入 正憲

首席審議員

兼農地整備課長 大森 直樹

むらづくり課長 岩田 長起

技術管理課長 宮川 和幸

森林整備課長 野間 圭

林業振興課長 藤田 隆利

森林保全課長 山下 聖二

水産振興課長 山下 博和

漁港漁場整備課長 植田 光和

農業研究センター所長 工藤 真裕

事務局職員出席者

議事課参事 中野 千春

政務調査課主幹 時吉 啓通

午前9時57分開議

○河津修司委員長 ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いします。

○中島農林水産部長 初めに、11月の管外視察では、執行部も同行させていただきまして、誠にありがとうございました。

視察の中で、委員の皆様からいただきました御意見や視察で得た知見を、今後の施策に役立てていけますよう努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告いたします。

まず、野生イノシシにおける豚熱感染事例への対応についてでございます。

11月14日、福岡県八女市で死亡した野生イノシシから豚熱ウイルスの感染が確認され、19日には、農林水産省が熊本県を野生イノシシに対する経口ワクチンの散布の推奨地域に指定しました。これにより、北海道及び沖縄を除く本州、九州の全地域がワクチン散布の指定を受けたこととなります。

本県においては、熊本県畜産協会や県、市町村、猟友会等で構成される熊本県野生いのしし豚熱経口ワクチン対策協議会におきまして、情報共有を図るとともに対応を協議し、農林水産省とも密に連携を取りながら、12月2日から、山鹿市、和水町、菊池市で第1回のワクチン散布を行ったところでございます。

県内養豚農家の皆様に対しましては、日頃から接種しているワクチンに頼ることなく、飼養衛生管理の遵守徹底をお願いしていると

ころであり、引き続き、野生イノシシの監視、調査を実施してまいります。

2点目は、高病原性鳥インフルエンザについてでございます。

11月22日、今シーズン九州初となる発生が宮崎県日向市で確認されました。これを受け、同日、本県の防疫態勢をレベル2に引き上げるとともに、緊急の防疫対策会議を開催し、関係機関との連携強化と注意喚起を図りました。また、県内全ての養鶏農場191農場で健康状態に異常がないことを確認しております。

加えまして、11月25日には知事による消毒命令を発出し、本病の発生予防を目的に、各農場での消毒を行っております。消毒に使用する消石灰は、約1万袋を県で購入し、順次農場へ配付しているところでございます。

今後も、発生予防のため、また、万が一発生した場合に迅速な対応ができるよう、関係機関のさらなる連携強化を図ってまいります。

最後に、ノリの養殖についてでございます。

ノリ養殖の種つけは、近年、温暖化の影響を受け、開始日が年々遅くなっております。今期も、漁場の海水温が高く推移したため、これまでで最も遅い11月6日に開始されました。これまでのところ、天候に恵まれたこともあり生育は順調で、明日、第1回の入札会が開催される予定となっております。

今年の他の地域の入札状況を見ますと、昨年引き続き、高単価で落札されており、本県におきましても高単価が期待されているところでございます。

県では、引き続き、栄養塩などの調査結果の提供や病害診断等の養殖指導を行うとともに、ノリ生産者や県漁連をはじめ関係者の皆様と連携して、本県水産業の柱であるノリの安定生産にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、補正予算関係として、8月豪雨災害への対応に要する経費等のほか、農地集積、集約化に向けた取組に要する経費を計上しております。

これに、県人事委員会勧告に基づく給与改定による職員給与費等の追加提案分を加え、総額21億1,000万円余の増額補正を提案しており、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計合わせて937億円余となります。

次に、条例等関係では、熊本県漁港管理条例の一部改正に加え、工事請負契約の変更3件を提案しており、また、報告事項として専決処分2件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項として5件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河津修司委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係の1ページをお願いいたします。

令和7年度11月補正予算総括表でございます。

表の3列目、11月補正額、(B)の一番下、合計の欄のとおり、冒頭補正分が17億3,200万円余、表の右側が追号となりますが、職員給与等改定分補正額、(C)が3億7,900万円余、合計21億1,200万円余の増額補正となっております。

補正後の総額は、部長の発言にもございましたとおり、最下段の一番右側でございます

937億7,000万円余となっております。

なお、各予算の内容を、後ほど各課から主なものを御説明いたしますが、各課に共通する事項がございます。その分につきましては、当課から御説明をさせていただきます。

1つ目は、国庫返納金でございます。

今回、4つの課において、国庫支出金の国への返納金がございます。全部で5件、計1,022万円余を計上しております。これらは、過年度事業の事業費確定等に伴うものでございますので、個別の説明を省略させていただきます。

次に、14ページをお開けください。

このページから42ページまでは、各課における追号の職員給与等改定に係る増額補正でございます。

これは、今年の10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄でございます。県内の民間給与水準との格差を踏まえ、職員の給料や期末勤勉手当等の額を引き上げるものであり、その増額分を(C)の欄にずっと記載しているような状況でございます。

各課の給与改定分の補正につきましても、同様の内容でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

続きまして、43ページをお開けいただけますでしょうか。

令和7年度11月補正予算における令和7年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

真ん中の設定額、(B)の欄、一番下の合計額につきまして、農林水産部全体で346億2,600万円余となっております。

農林水産政策課からの説明は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

4ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費の説明欄、令和7年8月豪雨営農再開支援事業は、被災農業者の早期営農再開に必要な苗の確保や生産資材の調達等に対して助成を行うものです。

被災地域において浸水したトマト苗を定植したものの、その後の生育不良による苗の再調達や生育回復のための追加的な防除などが想定より多く取り組まれたことに伴い、必要となる予算を増額しております。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

5ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

説明欄1、野生いのしし検体採取業務につきましては、豚熱等の発生を受け、野生イノシシのサーベイランス検査を行うための検体採取等業務で、4月から業務委託が必要であることから、債務負担行為を設定するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

6ページをお願いします。

上から2段目、農村地域農政総合推進事業費の説明欄、地域計画推進事業は、農地中間管理機構に農地を貸し付け、集積や集約化を進めた地域に対して協力金を交付する国庫事業で、要望調査の結果、当初の想定を上回ったことから増額をお願いするものでございます。

担い手支援課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

下の7ページをお願いいたします。

2段目の農業生産基盤整備事業費の説明欄

にございます第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業につきましては、堰の整備に当たり、改修工事を複数年にわたって行うこと及び入札の関係によりまして施工時期を変更する必要が生じたため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

4段目、5段目の団体営農地等災害復旧費及び県営農地等災害復旧費については、災害により被災した農地や農業用施設の復旧のため、増額をお願いするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

1段目の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加でございます。

右側説明欄にございます大切畑ダム復興事務所の施設賃借に係りまして、賃借期間の延長が必要となりましたため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

下段の債務負担行為の変更についてですけれども、令和7年8月豪雨で被災した農業用排水機場の復旧方法等の変更が必要となったため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

農地整備課は以上となります。

○宮川技術管理課長 技術管理課でございます。

10ページをお願いします。

2段目の農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の追加については、説明欄、積算基礎資材単価調査業務を4月から開始する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

技術管理課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の治山事業費は、債務負担行為の追加でございます。

説明欄1、治山事業(ゼロ国債)は、工事の

早期完成に向け、令和8年度計画の工事及び測量設計を前倒しで実施する計画でございます。

2、山地災害危険地区等調査業務は、梅雨入りまでに点検調査を終える必要があるため、年度内の契約を予定しております。

3段目の緊急治山事業費の補正は、8月の豪雨に伴い、山地災害が発生した箇所のうち、9月補正予算の追号以降に復旧方針が確定した3か所の工事費等でございます。

12ページをお願いします。

1段目の説明欄1、単県治山事業(県営)、2、単県治山事業(市町村営)、2段目の林地崩壊防止事業は、いずれも、8月豪雨による山地災害発生箇所において、県及び市町村が復旧工事を実施するための経費でございます。

森林保全課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

13ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

2段目、水産環境整備事業費の説明欄、水産環境整備事業につきましては、熊本有明地区において、干潟漁場の環境改善のために覆砂工事を予定しています。

4段目、漁港関係港整備事業費の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、玉名市管理の新川漁港ほか4港において、浮き桟橋の補修や泊地しゅんせつなど、工事を予定しています。

5段目、水産生産基盤整備事業費の説明欄、水産生産基盤整備事業につきましては、熊本市管理の天明漁港の泊地しゅんせつ工事を予定しています。

これらの事業は、工事施工によるノリ養殖への影響を避けるため、8月末までの施工完了に向け、年度初めから工事着手できるよう、ゼロ国債を設定するものです。

次に、条例関係についてでございます。

44ページをお願いします。

第15号議案、熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

46ページの概要により御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

1の改正前条例の概要についてですが、この条例は、県が管理する漁港の維持管理に必要な事項を定めるものでございます。

2の条例制定の趣旨につきましては、漁港施設使用料等の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料及び占用料の額等を改定するものでございます。

3の改正内容についてですが、近年の物価高騰等の影響を適切に反映した料金改定を行うとともに、所要の改正を行うこととしております。

なお、料金改定につきましては、令和8年4月1日から施行し、必要な経過措置を附則に定めております。

47ページ及び48ページには、今回改正に伴う額の改定の概要を示しております。

47ページの別表第1は、県が管理する漁港施設の利用に関する規定、48ページの別表第2は、県が管理する漁港区域内の国有地及び水域の利用に関する規定となります。

漁港漁場整備課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

49ページをお願いいたします。

議案第21号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和元年度着手の大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約のうち、契約金額について、120億9,984万8,567円を135億6,554万9,657円に変更するものでございます。

事業の概要については、次のページ、50ページに記載をしております。

工事内容は、ダム本体の建設となっております。

請負契約の変更理由につきましては、資料の最下段、3番に記載をしておりますけれども、貯水池掘削後の地山におきまして、多数の亀裂の存在が確認されたことによる貯水池漏水対策工追加に伴う仮設備の供用期間の延伸が必要になったことが主な要因となっております。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第22号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和4年度着手の松原地区農村地域防災減災事業(湛防)第7号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和8年2月27日までを、契約締結の日の翌日から令和8年3月31日までに、契約金額について、14億7,929万9,787円を17億4,590万7,906円に変更するものでございます。

事業の概要については、52ページに記載をしております。

工事内容については、排水機場の下部工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、資料最下段、3番に記載しておりますが、まず、契約金額の変更については、護岸工の施工に伴う仮設矢板の打設において、打設位置の地中に捨て石の存在が判明し、打設工法の変更が必要となったことによるものでございます。

次に、工期の変更につきましては、工法変更に伴う検討及び施工により工事進捗の調整のため、延長するものでございます。

53ページをお願いいたします。

議案第23号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和6年度着手の松原地区農村地域防災減災事業(湛防)第10号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和8年7月31日までを、契約締結の日の

翌日から令和9年10月29日までに、契約金額について、5億1,370万円を5億1,534万8,381円に変更するものでございます。

事業の概要については、54ページ、次ページに記載をしております。

こちらの工事内容につきましては、除じん機設備の製作据付け工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、最下段、3番に記載しておりますが、まず、契約金額の変更につきましては、最新積算単価への設計変更によるものでございます。

次に、工期の変更につきましては、本地区の関連工事において、土質条件の変更などにより工事進捗に遅れが生じたので、その調整のためでございます。

引き続きまして、専決処分御報告をさせていただきます。

2件でございます。

55ページをお願いいたします。

令和5年2月議会において議決されました竜北地区農村地域防災減災事業(湛防)第18号工事他合併の請負契約のうち、契約金額について、12億1,169万4,924円を12億5,854万9,512円に変更しております。

次の次、57ページをお願いいたします。

令和7年2月議会において議決されました津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第4号工事の請負契約のうち、契約金額について、13億204万2,236円を13億212万160円に変更するものとしております。

農地整備課は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑ございませんか。

○前川収委員 4ページの農作物対策費の中の8月豪雨災害の営農再開のための苗をしっかり確保されて、県のほうでお手伝いされて、そしてまた作付をされた部分の補正予算の件でありますけれども、被災農家にとって、トマト苗だったと思いますけれども、トマトをはじめとした苗だったと思いますけれども、迅速にしっかりその手当てをしていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

気になるのは、植えられた苗が今どうなっているのか。つまり、例年作と比べると、当然、8月あれだけ大きな災害が起きたわけにありますから、例年どおりというわけにはいかないと思いますけれども、苗の手当てをしたことによって、まだ最終的には見えてないと思いますけれども、そろそろ見え始めてきているのかなと思います。その状況についてお伺いをしたいということが1つです。

それと2つ目は、6ページ、農村地域農政総合推進事業費ということで、農地中間管理機構に農地を貸し付けた農地集積、集約化を推進する地域に対する助成金ということで増額補正がっております。

具体的に、8,500万ぐらいですから、そうたくさんではないのかもしれませんが、この取組をやっている地域というのが、具体的に、今回補正も含めてですけれども、やっているのは全県の地区かもしれませんが、今回新たに補正になった地区、やっているのは全県なのかというのが1つと、それから今回補正になった地区について教えてもらえればと思います。

それと最後に、大切畑ダム。

今回もまた補正予算が出ております。これはもうやっぱり工事ですからね、しかも災害のときに起きた災害復旧的な貯水ダムの復旧工事と、新設ですけれども、いわゆる災害の

ための工事ということで、あれだけ真下に断層が走っていたところに、新たに大切畑ダムというのを造り直しているわけですから、なかなか、最初の想定では分からなかったものがどんどん出てくるということは、私は、やむを得ないなというふうに思いながら、さっきも説明を聞いておりました。

阿蘇には、もう1つ、これは所在は阿蘇ですけれども、主に大分のほうに水を供給してもらっている大蘇ダムというダムがあって、大蘇ダムが何が問題かと言われると、その漏水がとにかく問題で、せっかく巨額の費用を金を入れて造ったはいいけれども、漏水して全ての受益地域に水が回らないという、当初想定どおりの水が回らないという状況が今もあるということでありましたので、きちっと大切畑ダムの場合は、その漏水がないしっかりとしたダムを造ってもらいたいというふうに思っております。

とはいえ、変更後の130億を超える巨額な工事になるということではありますが、これは、そもそも28年の熊本地震によって被災したダムの回復でありますから、いわゆる災害復旧的な工事だと思っておりますので、負担割合ですね。どんどんどんどん額は膨れてきてますけれども、国、県、それから、災害ですから地元負担はないのかもしれませんが、受益者負担があるのかどうかも含めて、ちょっと負担割合がどうなっているのか。増額補正と同様に、だんだんそれぞれ同じ割合で膨らんでいるのかどうか。そのことについて説明してください。お願いします。3つです。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

被災後の苗の手当てとその後の状況ということでございます。

苗の不足が生じたのが、トマト、イチゴ中心だったかというふうに思っております。こ

の事業の申請のほうも、約7億円ほど苗の調達ということで申込みがっております。

トマトにつきましては、苗の被災によって定植時期は遅れたものの、被災前に計画されていた作付面積とほぼ変わらない面積の定植ができております。定植の遅れとか、それから9月の高温もありまして、着果不良等の影響から、11月上旬はちょっと出荷量が少なかったんですけども、その後少しずつ回復をしまして、現在は、前年並みぐらいに近づいてきている状況でございます。

それから、イチゴについては、イチゴ苗の被害が発生したんですけども、地域内、それから県内の他産地の余剰苗を融通することで、苗不足は生じませんでした。イチゴにつきましても、9月の高温の影響を受けまして、県内全域で、定植時期が平年より5日程度遅れたんですけども、品質の良いイチゴができておりまして、今月から本格的に出荷をされております。

農産園芸課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

地域計画の推進事業、これは機構集積協力金関係ということになります。

具体的な地域につきましては、今回、宇城、南関、益城、天草、御船、相良といった形で、県内全域で要望が出されております。

中でも、一番大きかったのが宇城のほうでございます。この宇城のほうにつきましては、国営事業の基盤整備事業が実施されているというところで、そこでの集積、集約の機運が高まったというようなところでございます。

この事業につきましては、当初は、例年並みの要望を賄う程度ということで、1億4,500万円程度の予算化をしておりましたけれども、昨年度、地域計画を策定する話合いあたりが行われたことということで、集積と

か集約の機運が高まったことによりまして、今回の要望調査では、それを大きく上回る2億3,000万の要望があったということで、今回8,500万の追加の予算措置をお願いするものでございます。

担い手支援課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

大切畑ダムの関係でございます。

まず、大切畑ダムの復旧に係ります国庫補助率につきましては99.685%と、ほぼ国の補助によるもので、残りは県の負担ということになっております。

また、委員から御意見のございました事業費の増嵩については、委員から先ほど御意見もございましたけれども、やはり漏水対策、貯水池ののり面、それから、貯水池の中の漏水対策に万全を期すということで事業費が増嵩したということでございます。

来年度、令和8年度の早期には試験湛水も行ってまいりますので、その中で、ダムの安定性というのを確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、4ページの農作物対策の農産園芸課の話であります。しっかり8月豪雨の後に苗の手当ても頑張ってやっていただいたことに敬意を表したいと思います。

今御報告を受ければ、トマトのほうもほぼ回復しつつ、例年並みとまではちょっと行かないと思うけれども、回復しつつあるということ聞きまして、あれだけ広大な面積が水につかってしまって、日本一のトマト産地が今年はどうなるだろうと本当に心配をいたしておりましたけれども、農家の皆さん方の御努力、そして、しっかり、県や市町村の皆さん方、農協も含めてであります。関係者の皆さん方の御努力の成果で、ゼロとは言いま

せんけれども、最小限に影響を抑えていただいたことということでありまして、ありがとうございました。

また、イチゴも遅れている話はちょっと聞いてましたけれども、これは9月豪雨の9月の雨のせいだという話でありまして、ここもほぼイチゴの場合は影響がないだろうということでありました。8月にあれだけの雨が降って、それをしっかり手当てをしていただいたということに対しては、もうちょっとマスコミにも宣伝——もういないですね、マスコミは。宣伝してあげていいんじゃないかと思うぐらいの頑張りだと思いますので、改めて敬意を表したいと思います。

それから、6ページですね。

農村地域整備の地域の計画推進の事業であります。今、特に耕種農業の場合は、今まさにここに書いてある農地集積、集約化をやっていないと、もうラストチャンスとまで言いませんけれども、本当に今やらないと、後でもう間に合わないという状況になってきて、やっぱり意欲ある後継者が育っていないし、その後継者に対してしっかりと農地を提供するという体制をつくるためには、この農地の集積、集約化というのが大事だというふうに思っています。地域計画をつくったときに、その機運が高まったという御説明でありましたが、しっかり集約化事業、これから進めてください。

それから、この地域計画のときもでしょうし、いろんな事業に取り組むときに、農地の事業に取り組むときに、やっぱり農地集積をやるということを組み合わせながらしっかりやってもらいたい。

団体でやられると上乗せが乗らないんですね。農地集積の上乗せが乗らないので、できる限り県営で頑張って、農地集積の上乗せ補助をつけてあげて、そして受益者負担を下げたてあげるとい、そういう手法を私も地元でたくさんやっていますけれども、そういう手法

をしっかりと広げていただきますようお願いをいたします。

最後に、大切畑であります。どんどんどんどん大きくなってきてということで、当初からすればどのくらいになったのか。変更前じゃなくて、当初から行けば大分上がってきたと思います。ただですね……（「30億ぐらい」と呼ぶ者あり）30億ぐらいですか。私、ちょっと正確に覚えてないですけども、とはいえ、ここまで来て、しっかり造り上げて、大蘇ダムのような後でいろいろ言われるようなダムじゃなくて、しっかり完全なダムを造って、農家の皆さん方が安心できるようにしてあげてください。

あえて私は国の負担と県の負担率を聞いたんです。これだけどんどん工事費が膨らんでるけれども、実態的には、本県の負担、ゼロじゃありませんよ。ゼロじゃありませんけれども、本県の負担は、割合から見れば非常に僅かだということで、99.685%が国庫負担ということになります。

遠慮するなどは言いません。遠慮するなどは言いませんけれども、やっぱりしっかり完全なものを造って、そして、できれば早く提供してあげていただければと思います。

もう来年でちょうど丸10年。発災して丸10年になりますので、10年後には完全に復旧したという形を取ってもらえればというふうに思います。

以上です。

○城下広作委員 前川委員の3つのうち2つがちょっと関連で、ちょうど私も確認したかったなということがありました。

イチゴとかトマトの苗というのは、すぐこの代わりとして供給できるものなんですか。これがもうちょっと量が多かった場合には、いや、足らなかったというふうになるのか。どのくらいの分のストックというか、そういうバックアップをできるかという、ちょっと

その辺の状況をざっくり教えていただければと思います。

○福永農産園芸課長 まず、トマトにつきましては、余剰苗というか、そういったものが産地にはございませんでしたので、農業団体とも連携をしながら、種苗メーカーのほうに、前もって農家の発注の前に40万本ぐらい準備をしていただきました。そのうち10万本ほどは農家のほうでちょっと手当てができたということでございます。

あと、苗の不足分について、トマトについては、一本仕立てという方法から二本仕立てというふうな方法に現場で工夫をされて、二本仕立てにすれば苗の量が半分で済むということでございます。これは農家の努力でそういったこともされました。そういったところで計画と同じような定植ができたということでございます。

それから、イチゴについては、各産地のほうで苗づくりをされます。農家段階で、苗を、余剰苗というか、余計につくっておられましたので、それを農家レベルだったりとか産地間で融通することによって、手当てができたということでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○城下広作委員 こういう知恵を、一本仕立てとかいろんな形で、知恵で急場をしのいだという分があるんですけども、これはまたよその県でもこんなことがあったら、こちらでも今度は応援する場合とか、いろいろ供給も考えないといかぬですよ。

いわゆる苗の安全保障じゃないけれども、そういうことも、いろいろ災害が多い日本になると、考えなきゃいけないのかなと。種苗農家も、その辺のことを見据えて、多めにつくるとかという感じ。

だけど、たくさんつくってついても、実際何もなかったら、それは、逆に言えば、使い道

がないという格好になるから難しいんでしょうけれども、この辺のやっぱりこの状況というのは、いろんな形を考えながら守っていくというのは、これは大事なのかなと。

仮に、これがもっと倍の面積で被害があったら、結果的にはもう作付できないというようになってくると、ちょっとばかりまた状況が変わってきたのかなという、ちょっとその辺が心配があったもんだから、ぜひ、いろんな工夫とか、考えられる範囲では一生懸命対応を考えるとというのが大事かなというふうに思います。

じゃあ、もう1点。

○河津修司委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 もう1つ、大切畑でございます。

先ほど、国の補助でしっかりお金の面ではあんまり苦労しないといえますか、安心ができる担保が取れているということなんですけれども、もう来年で10年、この間、健全な形であったときの給水というか、排水の状況と、今日までの間で、まだ完全に完成していない分とかあって、本来供給しなきゃいけないけれども、不足して困っていると、こういう現状は何もないんですか。ちょっとその確認をさせてください。

○大森農地整備課長 大切畑ダムでございますけれども、現在、受益地におきます用水につきましては、その当地であります水、湧き水も含めてですけれども、それを供給しながら営農を続けているという状況でございます。

ただ、やはり干ばつですとか、そういう高温というときになりますと、水が足りないという状況もございますので、今回、大切畑ダムを整備いたしまして、貯水をして安定的に用水を供給するという状況でございます。

現在、ダムの本体、堤体はほぼ完成をしております。残るところは、取水施設設備がありますとか、あとは周辺の整備というところが残っているものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、来年度の早期には試験湛水を開始して、来年度中には受益の農家の方々に用水を供給できる体制をつくりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 そうですね。しっかり体制を整えて、元の形で必要とされる人にその水が滞りなく着実に行くように、もうそうしないと、また離農とかいろんな形で影響を受けると、これはちょっと残念な結果になりますので、恐らく、あそこは立派な湧水が出て、水の質もいい。それによって豊かな農業が営まれたというふうに思いますので、ぜひしっかり供給できるように頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに。

○山口裕委員 まず、農林水産部の皆様には、今回の豪雨災害で、選挙区の上天草市、すごく一緒に連携して取り組んでいただいていることに、まずもって感謝いたします。

その上で、11ページの緊急治山の事業になりますけれども、地域を歩いておると、なかなか工事が進まないとか、そういった声もいただいて、いやいや今から頑張りますよという話があるんですが、この治山事業の経費の増額ということで掲示してありますけれども、今後、工事はどのぐらいのタイミングで発注しようとお考えなのか。そういったことも含めて、ちょっと詳細に教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の11ページでございますけれども、緊急治山事業で、今回、追号以降に3か所の補正をお願いしているものでございます。

今、現状としては、発災以降、国と事前協議を順次進めてまいりまして、事前協議で、全箇所、これはオーケーだという内諾を得た後に実施設計を行っております。測量が終わった箇所から本協議を行って、現在、かなりの数が財務省協議まで終わっております。国から実施通知も来ている案件もかなりあっておりまして、現状では、早いところでは年内に工事の公告をするということで進めております。

多くの箇所は、現在、立木補償の調査であるとか、工事の設計、積算、これに向けて、それに取り組んでいるということで、いずれにしても緊急治山事業でございますので、早期に発注をして、遅くとも年度内には発注をして、早期の完成、民生の安定に寄与したいと考えております。

以上です。

○山口裕委員 どうぞよろしく申し上げます。

県で今回復旧していただく箇所というのは、すごく緊急性が高い場所がほとんどでありますので、こういった場所を早期に復旧作業をやっていただく、本当にありがたく、そしてまた急いでいただきたいなという形で思っております。

そのほか、自治体が、市町村が取り組む復旧の事業なんですけれども、なかなかまだめどが見えてないようでありまして、このあたりも技術的な支援も含めてやっていただければありがたいなと思っております。これは要望にさせていただきます。

○山下森林保全課長 12ページでございます

けれども、今回、11月補正で単県治山事業と  
いうのを要求いたしております。ここにあり  
ますとおり、市町村営の単県の事業もありま  
す。県営の事業もあります。で、最下段に林  
地崩壊防止事業というのもあります。

これは、激甚災害の指定を受けて取り組む  
ものですが、市町村が行う国庫補助事  
業でありまして、これは宇城市と菊池市で取  
り組む予定にしております。

このように、小規模な国庫補助の対象にな  
らないもの、なるものを含めて12月補正で市  
町村も対応していただいておりますので、県  
営事業と併せて復旧を進めていくということ  
でございます。

以上です。

○河津修司委員長 いいですか。

○山口裕委員 大丈夫です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありません  
か。——ないようでしたら、それでは、ただ  
いまから、本委員会に付託されました議案第  
1号、第15号、第21号から第23号まで及び第  
49号について、一括して採決したいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認め、一括し  
て採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり  
可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議案第1号外5件は、原案のとおり  
可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮  
りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も  
継続審査することを議長に申し出ることとし  
てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 それでは、そのように取  
り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっておりま  
す。

まず、報告について、執行部の説明を求め  
た後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○野間森林整備課長 森林整備課でございま  
す。

別冊の報告資料になります、1の豊かな森  
林の保全に向けた取組についてで御説明いた  
します。

1ページをお願いします。

今回、森林の保全に向けた新たな制度の導  
入を検討しているところでございます。

1の制度導入の検討に至る背景でございま  
すけれども、森林は、木材の生産のみなら  
ず、山地災害防止や水源涵養をはじめとする  
多面的な機能を有しておりまして、県民に多  
くの恩恵をもたらしております。一方、他の  
都道府県では、森林に関する規制等の認識不  
足から、法に違反する伐採や開発などが発生  
しております。

本県において、これまでそのような事例は  
見られませんが、森林の土地取得は増加傾向  
にある中、他県のような事案の発生が危惧さ  
れているところでございます。

現行の制度としましては、土地の取得後に  
届出を行う、いわゆる事後届出制度がござい  
ますが、それに加え、森林の取得前に届出を  
義務づけることで、県が所有者等を把握し、  
事後届出制度の窓口でもある市町村とも連携  
しながら、土地所有者に対して助言を行う新  
たな仕組みの創設を検討しているところでご  
ざいます。

新たな仕組みの創設に当たりましては、土  
地所有者に届出義務を課すことから、条例で

定める必要がございます。

下段の条例制定の趣旨でございますけれども、大きくは2つ、1つ目は、森林保全の意識の醸成に向けて、県、県民、土地所有者等の責務の明記でございます。

2つ目は、先ほど申し上げました事前届出制度の導入でございます。

これにつきましては、次のページで御説明いたします。

下の2の条例の主なポイントといたしまして、届出の内容ですが、氏名や住所については、売主、買主ともに記載していただきます。

届出の対象区域を森林としておりますが、これは、県が策定する地域森林計画の対象となっている森林で、事後届出制度の対象と整合を取るものでございます。

届出のスキームですが、まずは県に届出があり、これを受理、市町村へ通知を行い、必要によっては御意見をいただく、それらを踏まえ、県は届出者等に助言していくといった流れで考えております。

届出に虚偽事項等あれば、訂正を勧告し、従わないときは公表も考えております。

その下の3、今後のスケジュール案ですが、2月議会定例会に条例案を提案したいと考えており、議決されましたら閉会後に公布という流れになります。

事前届については、公布から6か月を超えない範囲で運用開始を考えております。その間、制度の周知に努めたいと思います。

3ページをお願いします。

こちらは、前のページで届出のスキームを御説明いたしました。これを図示したものでございます。

右側の現行の事後届出制度と左側の新たな制度を両輪として、不適切な森林の開発等を防止していきたいと考えております。

4ページから7ページは、現時点で我々が考えております条例案でございます。協議、

検討を重ねているところでございまして、今後、修正等の可能性も十分ございますので、素案の段階とお考えいただければと思います。

森林整備課は以上です。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

報告事項2の令和6年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

左下の図1に被害額の推移、表1に被害額の内訳を記載しております。

平成22年度の8億4,500万円をピークに5億円台で推移しておりましたが、令和6年度の農作物被害額は、前年度から約1億4,500万円増加し、6億8,200万円となっております。

内訳を見ますと、前年度からイノシシの被害が5,700万円増、ヒヨドリの被害が8,300万円増と大幅に増加し、増加分の大半を占めております。

2ページをお願いします。

下段の図4に地域別の被害額を記載しております。

地域別では、八代地域の被害額が県全体の約16%、次いで芦北、玉名地域が約12%、宇城地域が約11%を占める状況です。

被害額の前年度からの推移を見ますと、熊本地域以外の10地域で増加しております。

鳥獣種別ごとに見ますと、赤色で示しておりますヒヨドリの被害が、八代、芦北地域で大幅に増加し、オレンジ色で示していますイノシシの被害が多く地域で増加しております。一方で、鹿、猿の被害は多くの地域で減少しております。

3ページをお願いします。

本県が進める鳥獣被害対策の概要でございます。

対策としましては、野生鳥獣が生息しにく

い環境整備と管理、侵入防止対策、捕獲、これらの取組を地域ぐるみでいかに徹底して実施できるかが対策の効果を左右すると言われております。

今後とも、地域関係者の皆さんと一体となって、これらの対策を総合的に実施し、農作物の被害防止を図ってまいります。

また、害獣とされてきた野生動物を地域資源に変えるジビエ利活用の取組も推進しているところです。

4ページをお願いします。

地域一体となった鳥獣対策の推進でございます。

人口減少が進む中、鳥獣被害防止対策を効果的に進めていくためには、地域一体となった取組やICT技術の導入を加速化する必要があります。

県としましても、今年度から、地域ぐるみで対策に取り組む地区をモデル地区として、ICT技術の活用やアドバイザー派遣など重点的に支援しており、今後は、この取組の横展開を図り、被害軽減につなげてまいります。

むらづくり課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

報告資料3、営農継続に向けた取組について御報告いたします。

資料のほうですが、これまでの報告内容から更新しました部分に下線を引いております。こちらを中心に御説明させていただきます。

上段枠囲みの1行目、TSMC進出が正式決定した令和3年10月以降、令和7年9月末時点の菊池管内の農地転用面積は、前回報告の239ヘクタールから278ヘクタールへと増加しております。

2行目、影響を受けた関係農家の代替農地確保面積は、前回報告の56ヘクタールから約

94ヘクタールへと着実に代替農地確保が進んでいる状況です。

今後、下段左側Ⅰの農地確保対策として、簡易な整備を含めたマッチング支援、旧大津牧場跡地での県営モデル事業などの農地整備支援、右側Ⅱの畜産農家の営農継続対策として、飼料生産の確保や家畜排せつ物の処理に関する対策など、営農継続に向けた取組を継続して進めているところです。

農村計画課は以上です。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

その他報告資料4をお願いいたします。

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明いたします。

A3の資料をお開きいただけますでしょうか。

本件については、知事公室付から総務常任委員会に報告されるものですが、復旧、復興全般に関するプランになりますので、各常任委員会においても御報告させていただくものでございます。

まず、1ページ目の1、気象情報と主な被害情報についてです。

令和7年8月豪雨は、線状降水帯が繰り返し発生し、県内では、多いところで24時間降水量が400ミリを超える記録的な大雨となりました。

11日未明から、玉名市や八代市など5市2町に大雨特別警報が発表され、広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生しました。人的被害は30名、住家被害は8,481棟、農林水産業関連の被害額は861億に及ぶ、様々な分野での影響が出たところでございます。

これを受け、本県では、令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することといたしました。

2の復旧・復興プランの理念でございます。

被害への対応に関する課題検証、取組に関する記録、承継など、取組を庁内連携し強力に推進するものとしており、「県民みんなが安心して笑顔になる」熊本の復旧・復興」という理念を掲げております。

3の復旧・復興プランの4つの柱は、①被災者の救済・生活支援、②産業復興支援、③社会・産業インフラの機能回復、④防災・減災の取組みとしております。

4の今後のスケジュールにつきましては、来る12月18日、第2回の復旧・復興本部会議を開催しまして、各部局で意見交換を行い、本プランを策定し、来年度の出水期前にプラン内容について進捗を確認することとしております。

裏面をお願いいたします。

プランの具体的な内容案でございます。

4つの柱の20の項目ごとに、主な課題、改善の方向性、3年間の主な取組を記載し、迅速かつ着実な復旧、復興を目指すこととしております。

農林水産部関連では、2つ目の柱、産業復興支援の中に農林畜水産業者等への支援が位置づけられております。

また、3つ目の柱の社会・産業インフラの機能回復の中には、農地・農業用施設の復旧、林道施設の復旧、山地災害地の復旧、漁港漁場施設の復旧といった取組が位置づけられております。

最後に、4つ目の柱、防災・減災の取組みの中の浸水対策の推進においては、農地の浸水対策の推進として、農業用排水機場の復旧に関する取組が盛り込まれております。

これらの取組を計画的に進め、一日も早い復旧、復興につなげたいと考えております。

本件については、以上でございます。

続いて、報告資料5をお願いいたします。

熊本県国土強靱化地域計画の改定について御説明をいたします。

なお、本件については、総務及び建設常任

委員会においても同様の報告をさせていただいております。

A3の資料をお開きください。

まず、1の計画策定の趣旨・位置づけですが、この計画は、大規模な災害から国民の生命、財産を守り、重要な社会機能維持、復旧できるための国の国土強靱化計画を踏まえた県の計画ですが、現在の計画は令和3年に策定したものとなっております。

今年の6月に、国が現行計画に基づく実施中期計画を策定したことから、県においても、計画の策定を行うものでございます。

今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策はもちろん、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備することを目指すものとなっております。

計画期間は、国の計画に合わせて、おおむね5年としております。

右側の3、基本的な考え方として、県民の生命、財産と県や社会の重要な機能を守り、県土全体の安全を確保するとともに、九州を支える広域防災拠点として機能することなどを掲げています。その上で、風水害、地震、火山噴火といった本県の地域特性、災害リスクを念頭に、ソフト、ハードの両面による防災体制を、国、市町村などとも連携し、整備を行ってまいります。

裏面をお願いいたします。

4の強靱化の推進方針です。

この計画では、国に合わせて、1、あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐや、2、救済・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保するなど、7つの事前に備えるべき目標を掲げ、必要な施策を列挙しています。

農林水産関連の主な施策としては、目標1の中に、海岸保全施設の整備、農業用ため池等の維持管理・更新、山地・土砂災害対策の推進、また、目標4の経済活動を機能不全に

陥らせないの中に、農業生産基盤の整備、保全管理、治山・砂防施設等の計画的な整備の推進、農地・農業用施設等の保全、漁港の防災対策といった項目が含まれております。

また、目標1、4の中には、本年8月の豪雨災害を踏まえました内水氾濫対策の推進の取組が盛り込まれております。

これら様々な施策について、国の財源も活用しながら推進を図り、引き続き災害に強い熊本づくりを進めてまいります。

今後、パブリックコメントの手続を経て、今年度末の計画完成を目指しております。

農林水産政策課からの報告は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 最初に、豊かな森林保全の取組についてでありますけれども、ぜひしっかりとした内容の条例をつくってほしいと思います。なぜならば、農地については、農地には売買するときに必ず条件がついてまして、農家以外には農地は売れないという、現行はそういう制度があって、農家以外の方が農地を買おうとする場合は、農家になるか、もしくは農用地の変更という形での手続ということが必ずあるわけでありまして、

ところが、林地の場合は、どなたでも買える。つまり、林業の用地として使う、使わないというのは、用途に限らず林地は売買できるわけでありまして、

私は、やっぱりちゃんとした用途、何に使われるのかということの確認がないと、それは林地はどんどん減っていくばかりでありまして、しかも適正な用途であれば別として、適正ではない用途も中にはあるわけでありまして、そのことが、災害を起こしたり、いろんなことを起こしたりするわけでありま

す。

できれば、林業を続けていき、山を育む思いがある皆さんに売買をしてもらいたいなと。これは希望ですけれども、そういう思いがありますので、ぜひ、事前にしっかりと把握できる条例というもの、既に21道府県つくられているそうでありますので、熊本県がちょうど真ん中ぐらいということでありまして、遅きに失しないように、熊本の森林をしっかりと守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それともう一つ、3番の営農継続に向けた取組についてということでありまして、私の地元であります。これは、TSMCが進出してくることによって、278ヘクタールの農地が、現在農地転用されているということでありまして、

非常に巨大な面積でありますから、その地域において営農してこられた皆さんにとっては、これから先の営農意欲をそぐような非常に厳しい状況になると思っておりますが、幸い関係農家が、既に、この9月では56ヘクタールだったのが、皆さんで把握できている部分で、94ヘクタールまで代替農地を確保してもらっているということでありまして。うち、4.8ヘクタールが、県、市町によるマッチングですから、ほとんどが、農家同士の民間で、民間同士で、お互いに、もうそろそろ辞めるからうちの農地使ったらどうだとか、お宅の農地を貸してもらえないかとか、そういう、やっぱり民間レベルで、お隣、近所付き合いの中でやり取りがされてて、それを後押しするマッチング支援というものを、主に畜産農家が多いわけですから、畜産農家の飼料畑に応じた機械搬入等がしやすい圃場とか、お手伝いを行政のほうでやっていたことによって、飛躍的にこれは伸びてきたなということを私は感じております。

その上でありますけれども、せっかく土地の流動化が進んでいくわけでありまして、さっ

きの農地集積の話じゃないんですが、農地中間管理機構がちゃんとあって、農地中間管理機構がちゃんと安定的にその貸借を管理できる体制をつくったらどうかと思ってまして、今でもちゃんと相談されているのかどうかの確認ですけれども、せっかくならば農地中間管理機構が中に入って、もちろん民民の場合の貸借ですから、それはなくてもできるんですが、将来、安定的にしっかりその流動化を図るという前提においては、中間管理機構を入れてあるかどうか分かりませんが、入れてあったほうが安定的にできると、農地の貸借ができると思います。その現状についてちょっと教えてください。

以上です。森林は、答えはなかりょう。頑張れというこったい。

○宮脇森林局長 森林局長でございますけれども、委員の御指摘ももっともございまして、今日説明した資料の表紙をめくって、1ページのところの条例制定の趣旨のところの1項目に、まさに森林保全の意識醸成に向けた責務の明確化ということで、こういった条例を機会に、しっかりと、この森林の優位性といえますか、意義といえますか、そして、その保全の意味、そういったものをしっかりと周知して行って、どうしても開発しなければいけないところにつきましては、この事前届出で用途をしっかりと把握して、それに関する規制ですとか適切な開発が行われるように誘導していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○野入農村計画課長 菊池地域の営農継続の件でございます。

委員御指摘のとおり、今、代替農地面積の確保の分につきましては、ほぼほぼ民民でやられている分でございます。

マッチングの加速化に向けまして、今代替

農地が欲しいとおっしゃっている方に、市町の関係職員と私どもと一緒に各戸回って、今どういう状況なのかということと、あと、委員からもございました簡易な整備、借りた後にどういう整備をしたいんだということも現地で聞き取りをしながら、こういう整備はどうかという御案内を今差し上げているところであります。

農家の方からお聞きすると、やはり農地のほうは、地縁、血縁で情報が入ってきて、そっちの確保のほうが早いというところがあると。私どもとしては、やっぱり簡易な整備をやっていくことで加速化できるというところがあると思ってます。

もう1点、機構を介したという部分でございまして、ここにつきましては、今のところそういった、すみません、状況というのは把握してないところでございまして、まづもって早くきちんと確保するというのと、契約をきちんとやって、農地を守っていくというところを進めているところであります。機構に関しましては、今後、一つの課題として整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○林田担い手支援課長 農地の貸し借りにつきましては、県としましては、農地中間管理機構を通した貸し借りを推進しているところでございます。

昨年度までは、市町村が行う相対というものもありましたけれども、それがなくなりまして、農地中間管理機構を通した貸借に一本化されたということで、今そういう取組を進めているところでございます。

先ほど委員がおっしゃられました安定的にということ、このしっかりした契約に基づかない口頭契約を続けていきますと、それが長年続いて行って、例えば、持ち主が亡くなったりですとか、借主が変更したりとか、だんだんだんだん農地の所在が分からなくな

ってきて、遊休農地化する、所有者不明農地になってしまうと、そういうような事態もございまして、県としましては、市とか農業委員会、それから、公社におきましては、駐在という形で、その地域に駐在員もおりますので、そういう人たちも活用しまして、しっかりした契約を進めているところでございます。

以上です。

○前川収委員 森林のほうはよろしくお願ひします。

それから、マッチングの話ですね。営農継続のマッチングの話は、やっぱり94ヘクタールというのは相当な面積ですから、その面積の流動化が現に起こっているという前提から見れば、さっきの予算の説明じゃないけれども、農地中間管理機構をしっかりとつくっていきましようということをやってて、そっちはそっちで頑張ってるけれども、こっちは民民だから民民の契約のままというのは、やっぱり少しおかしいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういう契約をなさるときに、手間をかけずに、こういう計画にしたらどうですかという御案内をしてもらって、まあ親戚だからもうよかとおっしゃる人も多分いらっしゃると思うし、面倒くさいとかおっしゃる人もいらっしゃるかもしれませんが、例えば、先ほどの予算の中にありました地域計画の中に盛り込めれば、市町村に対する補助金が行きますよとか、そういう話もあるじゃないですか、さっき。これは地域計画には載ってないとは思いますが、何かそちらのほうからでもお手伝いする方法があれば、後押しになるんじゃないかなと思いますので、検討してみてください。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質問ございませんか。

○城下広作委員 例の鳥獣対策なんですけど、先ほどの説明では、ヒヨドリが非常に多くなっている。これは防ぎようがあるんですね。それと、もともと八代と玉名地域、最近はある程度質問を聞かなくなったけれども、カモの被害、鳥関係というのは、これはどうするのか、有効的な対策を考える方法か何か。

昔は、ヒヨドリなんかは人間が食べてましたからね。最近、食べる人もおらぬごとなったから、天敵がおらぬごとなって、逆に言えば、ばんばんばんばん増える。最近、果物がばんばんなっても大体人間が食わない。柿も何でももう植えたまんまそのままにしておく。もう鳥は楽園ですよ、ああいうのも。

だけど、恐らく八代、芦北の、これはかんきつ系、いい立派なミカンなんかを食べるから被害になるんでしょうけれども、この辺の対策というのは、何か有効なものがあるのかなというのが1つと、それと、やっぱり今、イノシシ、鳥類、鹿、これはジビエ料理で云々と言うけれども、これは使う量というのはもう限られていて、これで何かどうにかこうにかという形は難しく、いわゆる捕獲する、そしてもう後は埋めるなり何か処分するなり、こういう部分で捕ることとにかく力を入れないと、減らすことはできないんじゃないかと。

あんまり、何と申しますかね、電気柵とかなんかでも金がかかって、もう本当に、何か費用対効果で、作る作物からすると、電気の柵なんかは相当金がかかって、それもどうなのかなというふうに考えることもあるんじゃないかなと思って、この辺の鳥獣対策に対して、具体的にどうしていくのかとか、有効な部分とか、ちょっと考えを教えてください。

○岩田むらづくり課長 まずは、ヒヨドリに

つきましてお答えいたします。

ヒヨドリにつきましては、もともと生態としまして、山間地や北日本の個体というのが、冬季に向けまして、平地とか温暖な地域に移動すると、そして越冬するという、そういう特性がございます。

また、特に冬季においては、大きな群れとなって移動して捕食するという事で、特に県内のかんきつ類とか露地野菜、そういったものが特に被害に遭うということが指摘されております。

そういったところから、令和6年度において、特に沿岸部のかんきつ類の産地と、あと冬場の露地野菜の産地において被害が拡大している状況となっております。

そういった地域に特に飛来が集中したということで拡大したということが想定されますけれども、先ほど御指摘ありましたとおり、カモ類をはじめとした鳥の被害を防ぐのにつきましては、確かに非常に困難でございます。

最善の策としましては、目の細かい網などで全体を覆うということが必要になりますけれども、労力や費用の面からそれは厳しいというふうに考えております。

やはり前もって、餌場と認識される前の段階で、いろんな追い払いとか、例えば吹き流しなどでの脅しとか、そういったものと併せて、先ほどありましたとおり、収穫残渣の除去ですね、そういったものと総合的に複数の対策を組み合わせながら実施することが重要と考えております。

特にカモ被害については、八代地域で、数年前、1億円被害がございましたけれども、こういった対策を順次徹底していくことにより、半減まで進めることができましたので、やはりこういったことを進めていきたいというふうに考えております。

次に、イノシシについてでございますけれども、イノシシについては、特に捕獲頭数が

令和6年度相当増えておりまして、個体数そのものが増加しているというふうに推定されております。

イノシシの捕獲頭数は、過去10年間の平均としましては、3万4,000頭程度でしたが、令和6年度は5万3,000頭と、1.5倍となっております。このことから、生息域の拡大と対策をしていない農地においても被害が散見されているというふうに報告が上がってきているところです。

なかなか、その捕獲頭数が増加となって、被害も低減していないわけですが、県としましては、今後、市町村をまたがるような捕獲の強化、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、ジビエにつきましてですけれども、確かに、県内ジビエ利活用しているのが、捕獲頭数の7%程度ということで、いろいろ課題ございますけれども、その中でも、県産ジビエブランド確立ということで、いろいろなジビエフェアとか、2月には高校生を対象としましたジビエ甲子園の開催も今予定しておりますので、そういった部分での普及を図っていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○城下広作委員 ジビエをもし逆に真剣に取り組むなら、食べるというようなイベントとか、目標数値を何か設けないと、好きな人は食べましょ、まあどうでもいいですというのは、なかなかやっぱり広がらぬと思うし、何かもうちょっと踏み込むような形で工夫する必要があるかもしれませんね。

それと、ヒヨドリに関しては、我々小さい頃には、先輩からヒヨドリの捕り方、わなの仕掛け方を伝授して、もう大分作り方は忘れましたけれども、そういう時代が懐かしいなと思って、何か、あれはもう今から大体冬場になるとたくさん出てきて、今から仕掛け、ばんばんばん狙う感じ。だけど、なかなか

か数が増えて、あれを撲滅するというのは難しいなという感じで、何が有効なのか、ちょっと分かりませんが、これだけ被害が出ているから頭の痛いことだというふうに思います。

我々の小さい頃は、かすみ網がまだ禁止じゃなかったですもんね。あれがあったらよかったんだけど、そんなことはとんでもないことですね。今そんなことを言ったら、とんでもないって怒られますからね。あれはできませんけれども、何かしら本当、何かちゃんとした対策をやらないと、減らすことは簡単じゃないなという。頑張ってください。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしというような声があつて、それでは、このようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございせんか。

○前川収委員 あか牛の話です。

黒と変わらないように需要があつて、非常に人気があるということで、あか牛の需要が伸びているということは、非常にうれしいことだし、ありがたいことだと思います。

以前に、私は、この委員会の中で、あか牛の需要が伸びることはうれしいことだけれども、あか牛は、いまだ肉質検定の基準が分からなくて、しっかりとしたあか牛らしい基準をつくっていかないと、増産されていく過程の中で肉質がばらついていって、結果として、いい、あか牛らしいあか牛じゃないあか牛になってしまうということになってはいけないじゃないかと。

だから、あか牛の肉質の検定制度をしっかりとつくるべきだという話をして、それに呼応されたと、呼応されてやるというような気持ちで新聞にもテレビにも載ってました。

もう1年以上たってますけれども、しっかりとしたものを早くつくってもらいたいというふうに思ってますので、答弁は要りませんので、そのことをお伝えしておきたいと思います。何かいい経過があれば別として、はい、お願いいたします。

以上です。あるの。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

くまもとあか牛につきましては、委員から御指摘いただきましたように、あか牛の新たな評価ということで、昨年の委員会からいろいろ御指導いただいております。ありがとうございます。

平成30年に、地理的表示保護制度、G Iに登録され、うまみが豊富で、ヘルシーなあか牛と、赤身肉といった、G Iを前面に出したPRが功を奏しているところでございまして、子牛価格、枝肉価格とも全体的には良好な取組につながっております。

今、さらなる高評価と産地維持を目指しま

して、新たな評価のシステムについて、農業団体と流通業者、いろいろ意見の調整を行っているところでございまして、具体的な役割分担を今整理しております。できる限り今年度中に、その方向をまとめていきたいというふうに思っておりますので、またそのときは御報告させていただきます。

○前川収委員 多分あか牛をどんどん増産している状況ですから、それだけ需要があるから、あか牛つくりましょうという、それは悪いことじゃないんです。いいことなんです。

ただ、やっぱり目指すべき目標がないと、肉質の中でですよ。育て方だけでは、やっぱりあか牛の肉質がばらけてしまって、結局、あか牛の評判が悪くなったら需要がなくなるということにならないように、あか牛農家は、こういうあか牛を目指してつくりましょうという、肉質をやっぱり示すということはとても大切だと思います。

これは、将来の熊本のあか牛のためにも、それをやっとかないと、名前は全部熊本で育てたあか牛です、だけど、肉質は全然違いますというふうにならないように、しっかり取り組んでください。年度内期待しております。

以上です。

○河津修司委員長 そのほか、委員のほうからございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長